

災害時における装着型サイボーグHAL®の  
貸与に関する協定書

令和2年12月1日

鈴 鹿 市

鈴鹿ロボケアセンター株式会社



## 災害時における装着型サイボーグ HAL®の貸与に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と鈴鹿ロボケアセンター株式会社（以下「乙」という。）とは、鈴鹿市に地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における、装着型サイボーグHAL®（以下HAL）の貸与について、協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるHALの貸与について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

### （協力体制の確保）

第2条 災害時に必要なHALの貸与を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け、可能な限り必要な対応を行うものとする。

### （貸与される製品の範囲）

第3条 この協定の対象となるHALは、腰タイプ（介護・自立支援用及び自立支援用、作業支援用）とする。

### （要請）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、HALの貸与を要請することができるものとする。

（1）甲において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う避難物資の運搬において、HALの装着が有用と認められるとき。

（2）甲において災害が発生し、その復旧作業において、HALの装着が有用と認められるとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに必要な措置をするとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。また、乙が前条の要請を受けたときは、甲及び乙は、貸与するHALの台数、

貸与期間，貸与期間中のHALの取扱方法，管理方法について協議をして定めるものとする。

(搬送及び引渡し)

第6条 乙は，HALの搬送及び引渡しについて，甲の指示に従うものとする。

2 HALの搬送は原則として乙が行うものとし，甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上，甲が指定する者に引き渡すものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が第5条の措置に要した費用（運搬，装着を含む）は，原則乙が負担する。ただし，甲が認めた場合はその限りではない。

(修理費用の負担)

第8条 HALの破損，故障に伴う修理費用については，原則乙の負担とする。

ただし，その破損，故障が，甲の責によるものについては，その限りではない。

(乙の免責事項)

第9条 甲又はHALを使用する者（以下，「HAL利用者」という。）に次の事由に基づく事故又は損害が発生した場合は，乙は責任を負わないものとする。

(1) HAL利用者に運動負荷による骨折，失神・めまい・発作による転倒，その他HALの欠陥又は故障を原因としない，HALの利用に際して発生した事故・怪我・病気等（以下，総称して「事故等」という。）が発生した場合

(2) HALの使用を原因としないHAL利用者の急激な体調の変化その他HAL利用者の身体に関する不測の事態に起因して事故等が発生した場合。

(3) 乙の指示・依頼に反する行為又はHALの取り扱い説明書及び乙の提供するHALの利用方法に関する書類の記載に反した使用，あるいは甲又甲の関係者の不実の告知に起因して事故等が発生した場合

(4) 地震，噴火等の天災，公権力の行使等，乙の責によらない事由に起因して事故等が発生した場合

(通知事項)

第10条 甲は，HALの貸与期間中に以下のいずれかに該当する事態が発生

した場合は、乙に直ちに連絡すると共に、乙からの指示に従うものとする。

- (1) HALに不具合又は故障が発生した場合
- (2) HALが滅失又は毀損した場合
- (3) HALを紛失した場合
- (4) HALが盗難にあった場合

2 甲は、HALに関する事項(HALの仕様、使用方法、使用事例等の成果、及びこれらに関する感想等も含む。)について、新聞、テレビ、雑誌等のマスコミ関係者から問い合わせを受けたときは、速やかに乙に通知するものとし、乙と協議の上、合意した範囲に限り開示することができるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結日より効力を有するものとし、有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも意思表示が無い場合は、さらに1年自動的に更新するものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

乙 鈴鹿市南玉垣町3500番地3  
鈴鹿ロボケアセンター株式会社  
代表取締役社長